

平成28年度
文化芸術活動支援事業

— 申請にあたってのご案内 —

一般財団法人狛江市文化振興事業団

支援の目的は

狛江市の文化向上と狛江市民の文化芸術活動を積極的に推進する市民団体および狛江市に居住する新人・若手アーティストに経済的・人的支援を行い、活動を応援することを目的としています。

支援対象団体は

◇共通

狛江市民で文化芸術活動を積極的に推進する市民団体および狛江市に居住するプロの新人若手アーティストで以下の要件をすべて満たす団体とします。

◇市民団体

- (1) 狛江市内で行われる文化芸術活動事業で創造的かつ先駆的な事業
- (2) 市民ニーズや地域に適合した特徴ある事業
- (3) 補助対象年度のエコルマホール施設の利用申し込みをしている団体、または利用申請を予定している団体
- (4) 宗教、政治および公益を害する恐れのある活動を目的としない団体
- (5) 営利活動を行わない団体
- (6) 次のいずれにも当てはまる団体
 - ア 代表者又はそれに準ずる者の住所が狛江市にある団体
 - イ 事務所および活動の主な拠点が狛江市内である団体

◇新人・若手アーティスト

- (1) 支援対象年度を含めて、狛江市に2年以上居住する者
- (2) 支援実施年度の4月1日現在、満35歳以下の者
- (3) 狛江市文化振興事業団の公演等、事業に協力できる者

支援対象事業は

◇共通

以下の要件を満たしていることが必要です。

- (1) この支援の決定後に実施される事業
- (2) 単年度で実施される事業(ただし、年度ごとの申請と選考により3年を限度に支援対象事業とすることができます。)

次に該当する事業は対象としません。

- (1) 狛江市で実施している補助金等の交付対象となり得る事業

- (2) 狛江市市民公益活動事業補助金の交付対象となり得る事業と同一の事業及び過去に補助を受けた事業

◇市民団体

- (1) 狛江市内で行われる文化芸術活動事業で創造的かつ先駆的な事業
(2) 市民ニーズや地域に適合した特徴ある事業

◇新人・若手アーティスト

- (1) エコルマホール又は他のホール等で実施する事業
(2) 芸術性豊かな事業

支援の内容は

支援対象事業の実施に必要な経済的支援及び人的支援とします。

(1) 経済的支援

◇市民団体

事業報告会(発表会)に要するエコルマホールの基本使用料の額に20万円を加えた額を上限とします。

◇新人・若手アーティスト

40万円を上限とし、実施にあたっては、狛江市文化振興事業団からの支援であることを印刷物等に表示しなければならない。

補助対象外経費

- ア 団体等の事務所等を維持するための経費(家賃・光熱水費等)
- イ 団体等の経常的な活動に要する経費(加入団体への会費等)
- ウ 団体等の構成員の食糧費(会議の菓子代等)
- エ 団体等の構成員の人件費(給与・報酬・報償等)

(2) 人的支援

◇市民団体および新人・若手アーティスト

事業報告会のサポートを中心に、狛江市文化振興事業団の職員およびサポーターズが支援します。

事業実施までの手順

文化芸術活動支援事業申込書



<市民団体添付書類>

- ① 事業計画書(任意様式)
- ② 収支予算書(任意様式)
- ③ 団体の定款又は会則
- ④ 団体の構成員名簿
- ⑤ 前年度の事業実績報告書
- ⑥ 前年度の収支報告書
- ⑦ その他必要と認める書類

<新人・アーティスト添付書類>

- ① 事業計画書(任意様式)
- ② 収支予算書(任意様式)
- ③ 狛江市の居住歴を証する書類
- ④ 生年月日・年齢を証する書類
- ⑤ プロフィール(任意様式)
- ⑥ 現在までの後援等活動履歴
- ⑦ その他必要と認める書類



選考会による書類審査およびプレゼンテーション(3月10日(木))



文化芸術活動支援事業選考仮決定通知(3月下旬)



文化芸術活動支援事業選考結果通知(4月上旬)



文化芸術活動支援事業経済的支援・人的支援申請



申請に基づく支援の決定および支援の実施



事業報告会



実施結果報告(事業終了後1カ月以内)



実施結果の承認による補助金の確定・不承認による精算



事業の成果の公表